

西宮市満池谷火葬場残骨灰処理業務  
公募型プロポーザル参加者募集要項

令和7年1月

西 宮 市

## 第1. 趣旨

本公募型プロポーザル参加者募集要項は、火葬後に行われる遺族等の収骨作業によって収骨されず、西宮市満池谷火葬場に残されたお骨、灰（集じん灰を含む）、金属類、副葬品等（以下、「残骨灰」という。）について、含有される有価物を市民サービスに還元するために収益化するとともに故人の尊厳や環境にも配慮した処理を行うことを目的として、西宮市満池谷火葬場残骨灰処理業務（以下、「本業務」という。）を最も適切な者に委託するための手続き等について必要な事項を記載したものである。

## 第2. 業務の概要

### 1. 業務名

西宮市満池谷火葬場残骨灰処理業務

### 2. 選定方式

公募型プロポーザル方式により、提案書等を求め、対象業務に対する実施体制、提案内容、見積価格等を審査し、受託候補者を選定する。

### 3. 業務目的

近年、火葬場における収骨後に、収骨されなかったお骨や灰等に有価物が含まれていることからこれを収益化し、市民サービスに還元している自治体が増えてきている。

本市においては、ご遺族の心情や故人の尊厳を尊重する観点を重視し、これまで残骨灰を収益化することはせず、西宮市満池谷火葬場の指定管理者が再委託した専門業者に無害化処理の上、寺院への埋葬をさせてきたが、令和6年度市政モニター調査で自治体が残骨灰に含まれる有価物を収益化し、市民サービスに還元することについて質問したところ、「賛成」「どちらかという賛成」の合計が約8割を占めた。

このような状況を踏まえ、残骨灰に含まれる有価物を収益化し、市民サービスに還元することを目的とする西宮市満池谷火葬場で発生する残骨灰の処理業務である。

### 4. 業務内容（詳細は仕様書参照）

#### （1）業務内容

- ①残骨灰の搬出・運搬
- ②残骨灰処理（選別、低公害化処理、リサイクル等）
- ③残骨の埋葬
- ④有価物の西宮市への返還

#### （2）業務期間

契約締結日の翌日（令和7年4月下旬予定）から

令和8年3月31日まで

(3) 予算額 (予定)

6, 177千円 (消費税及び地方消費税を含む)

第3. 応募の要領

1. 参加資格要件

(1) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる資格要件を満たさなければならない。

- ①地方自治法施行令第167条の4に該当していないこと。
- ②参加申込書の提出期限から受託候補者の選定の日までに、西宮市指名停止基準の規定による指名停止措置を受けている者でないこと。
- ③会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしていないこと。
- ④民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- ⑤代表者及び役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- ⑥地方公共団体からの元請 (火葬場の指定管理者としての指定を受けた場合を含む。) 又は元請 (火葬場の指定管理者としての指定を受けた場合を含む。) の再委託で残骨灰処理業務の受注実績があること。
- ⑦専門技術等、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有していること。
- ⑧本市の指示に柔軟に対応できること。
- ⑨法人税 (個人企業にあつては所得税)、消費税、地方消費税及び本市の市税 (西宮市内に本店 (本社) がある場合に限る。) に未納がある者でないこと。

※上記参加資格要件について資格の確認基準日は応募書類の提出日とし、確認基準日以降、契約締結日までに資格を欠く事態に陥った場合には、失格とします。

2. 応募条件

(1) 募集要項の承諾

応募者は応募書類の提出をもって、西宮市満池谷火葬場残骨灰処理業務委託公募型プロポーザル参加者募集要項の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) グループでの応募

複数の法人等によるグループで応募することはできない。

(3) 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合には、失格とします。

- ① 本公募型プロポーザル参加者募集要項に定める手続きを遵守しない場合。
- ② 応募書類に虚偽の記載をした場合。
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。

### 3. 参加申込の手続き

(1) 本業務の公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

なお、応募書類に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は一切返却しないものとする。提出された書類は、西宮市情報公開条例に基づき開示する場合がある。

#### (2) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号）・・・10部（最低1部は原本とする。）
- ② 会社概要（様式第2号）リーフレット等を含む・・・10部
- ③ 地方自治体からの火葬場残骨灰処理業務の受注実績（様式第3号）  
・・・10部
- ④ 業務推進体制（様式第4号）・・・・・・・10部
- ⑤ 統括技術者業務経歴書（様式第12号）・・・・10部
- ⑥ 主任技術者業務経歴書（様式第13号）・・・・10部

以下、西宮市指名競争入札参加資格者名簿に登載がない場合のみ

- ⑦ 身分（身元）証明書及び後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書。（被補助人にあつては後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書で、発行後3ヶ月以内のもの。ただし、個人に限る。）・・・1部、4部（コピー）
- ⑧ 住民票の写し（発行後3ヶ月以内のもの。ただし、個人に限る。）・・・1部
- ⑨ 商業登記履歴全部事項証明書（発行後3ヶ月以内のもの。ただし、法人に限る。）・・・1部（原本）、4部（コピー）
- ⑩ 納税証明書（法人（個人企業を除く）の場合は、法人税のもの。個人企業や個人の場合は、所得税のもの。いずれも発行後3ヶ月以内のもの。）  
・・・1部（原本）、4部（コピー）
- ⑪ 完納証明書（西宮市税）（西宮市内に本店（本社がある場合に限る。）  
・・・1部（原本）、4部（コピー）
- ⑫ 委任状（様式第5号。ただし、対象業務において代理人を置く場合に限る。）  
・・・1部（原本）、4部（コピー）
- ⑬ 財務諸表（直前決算のもの。法人については貸借対照表及び損益計算書並びに剰余金処分計算書、個人については貸借対照表及び損益計算書）  
・・・1部（原本）、4部（コピー）

#### (3) 参加申込にかかる書類の提出期間

令和7年1月20日（月）～令和7年1月28日（火）必着

受付時間：8：45～17：00

- ※ 持参又は郵送するものとし、電子メールによる提出は一切受け付けない。
- ※ 土日祝及び受付時間外、提出期限を過ぎたものは一切受け付けない。

#### (4) 提出先

宛 先：西宮市環境局環境総括室斎園管理課 担当 小西 岡本  
所在地：〒662 - 8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号  
持参の場合：西宮市役所東館 7 階 斎園管理課事務室  
連絡先：TEL0798-35-3993 FAX0798-26-2127  
E-mail : saien@nishi.or.jp

#### 4. 提案書提出者の選定（1次選定）

本業務の公募型プロポーザルへ参加申込をした者の中から、提案者審査基準第3条（1）業務遂行能力（A項目）について審査し、上位5社を提案書の提出者として選定する。（参加申込をした者が5社以下の場合は、全社を提案書の提出者とする。）

#### 5. 「選定通知兼質問及び提案書提出依頼書」等の送付

1次選定を行った後、提案者に選定された者に対しては、「選定通知及び提案書等提出依頼書」（様式第6号）にて通知する。また、1次選定において、提案者に選定されなかった者には、「提案者の選定等について」（様式第7号）にて通知する。

##### (1) 「選定通知及び提案等提出依頼書」等の送付時期

令和7年2月6日（木）（予定）

※電子メール及び原本の郵送をもって通知する。

#### 6. 質問等の受付

仕様書等の内容について質問等ある場合は、事前連絡の上、質問書（様式第8号）を以下の期限までに電子メールで提出すること。

##### (1) 提出期間

令和7年2月6日（木）～令和7年2月12日（水）17：00必着

※提出期限を過ぎたものは一切受け付けない。

※電話での質疑は受け付けない。

##### (2) 質問書の提出先

質問書（様式第8号）を電子メールにて「第3-3-(4)提出先」へ提出すること。

##### (3) 質問書に対する回答期限

令和7年2月14日（金）

#### (4) 回答方法

質問及び回答を一覧表にまとめ、提案書の提出者全員に対して質問及び回答を電子メールで送付する。

### 7. 提出書類について

#### (1) 提出書類一覧

①提案書（任意様式）・・・・・・・・・・正 1 部、副（コピー可） 9 部

※A 4 サイズ（片面、両面どちらでも可）とし、合計 10 枚以内とする。

※次の項目は必ず記載すること。

①-1：残骨灰処理に係る有価物等の選別、選別後の処理、低公害化処理の方法  
又は内容について

①-2：残骨灰処理の結果として最終埋葬される対象、最終埋葬地、供養について

①-3：残骨灰に含まれる有価物の精錬の実施方針

②見積書（様式第 11 号）・・・・・・・・・・正 1 部、副（コピー可） 9 部

③作業工程表（任意様式）・・・・・・・・・・正 1 部、副（コピー可） 9 部

④その他提案書に記載した関連資料・・・・正 1 部、副（コピー可） 9 部

#### (2) 提出書類の作成要領及び注意事項

①上記（1）の提出書類は漏れなく提出すること。また、以下の各注意事項をよく読んだ上で記載すること。

②原則として提出書類は A 4 サイズとする。提出書類によって A 3 サイズとなる場合は、A 4 サイズに折り込むこと。

③提出書類は上記（1）①～④の順に A 4-S 判フラットファイルに綴り、各書類にインデックスを付けること。なお、別に添付書類を付ける場合は、「添付書類一覧表」を作成し、番号順に並べ、書類と書類の間には添付書類番号を記入したインデックスをつけた分界紙を入れること。

④見積書は封筒に入れて封印し、封筒表面に応募者名を記入の上、提出すること。また、見積書には内訳書を添付すること。

⑤提案書に記載する項目については、本提案者募集要項第 3-7-（1）、別紙の仕様書、提案者審査基準を参照し、提案書を作成すること。

⑥提出書類①～④の正 1 部については、提案者を判別できるような名称・ロゴマークを使用し、副 9 部については提案者を判別できるような名称・ロゴマークを使用しないこと。

(3) 見積書(様式第 11 号)

- ①見積書は、様式第 11 号の書式に従い見積実施日、案件名、法人等名称、法人等所在地、代表者名、見積金額、法人等印及び代表者印があること。
- ②見積書には様式第 11 号の書式に従って内訳及び単価表をつけること。
- ③見積書の金額と内訳書の金額が相違している場合は、失格となるため注意すること。

(4) 提出期間

令和 7 年 2 月 6 日(木)～令和 7 年 2 月 20 日(木) 17:00 必着

受付時間 8:45～17:00

郵送の場合は令和 7 年 2 月 20 日(木) 17:00 必着

- ※ 郵送される場合は郵便事情を考慮すること。
- ※ 土日祝及び受付時間外、提出期限を過ぎたものは一切受け付けない。

(5) 提出先

「第 3-3-(4) 提出先」へ提出すること。

8. その他留意事項

- (1) 提案は一応募者一提案とする。
- (2) 書類提出にかかる諸費用は、全て提出者の負担とする。
- (3) 提出期限までに提出書類の提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 提出書類の提出後は、差し替え及び追加は一切認めない。
- (5) 提出書類に記載された統括技術者、主任技術者等は受託後にやむを得ない事情を除き、原則変更できないものとする。
- (6) 提出された書類及び資料は返却しない。提出された書類及び資料は西宮市情報公開条例に基づき開示する場合がある。

9. 辞退について

提案者の諸事情により辞退する場合は、参加辞退届(様式第 10 号)に必要事項を記入し、提出すること。

なお、参加辞退届(様式第 10 号)を提出する際には、必ず事前に西宮市斎園管理課へ電話連絡した後、参加辞退届の提出を行うこと。

(1) 提出方法

持参又は郵送するものとし、電子メールによる提出は一切受け付けない。

(2) 提出先

「第3-3-(4) 提出先」へ郵送または持参により提出すること。

第4. 提案書の特定及び受託候補者の選定

1. 提案書の特定の方法

提出書類の内容の評価に、提案者が行うプレゼンテーション及び提案者に対するヒアリングの評価を加え、総合評価により審査委員会が提案書の特定する。

プレゼンテーション及びヒアリングでは、業務作業計画、残骨灰処理に係る選別方法、低公害化処理、最終埋葬に関する考え方、有価物の精練の実施方針等についての独自の提案等について確認を行う。

※プレゼンテーション及びヒアリング実施日など

実施日：令和7年3月11日（火）（予定）

注①：実施日は予定であり、前後する場合がある。開始時刻が17:30以降となる場合がある。

注②：開催日時・場所は提案各団体等へ別途通知しますので、担当者及び責任者が出席すること。

注③：当日は事前に提出された提案書類に基づき、30分程度の質疑応答を行う予定。質疑応答の冒頭に5分程度、提案内容に関するプレゼンテーションを行っていただく予定。

2. 評価基準及び審査項目

審査委員会は、提案者審査基準に基づき提案内容に対する評価の評価点を算出する。ただし、提案者審査基準第3条（1）実施体制に対する評価（A項目）については審査委員会事務局等が採点し、審査委員会委員全員の承認を得たものを審査委員会の評価点とする。提案者審査基準第3条（2）提案内容に対する評価（B項目）については各委員の平均点をもって審査委員会の評価点とし、提案者審査基準第3条（3）価格評価（C項目）の評価点については、（別表1）評価項目別審査基準に記載されている点数を審査委員会の評価点とする。このような方法により算出した審査委員会の評価点についてA項目、B項目、C項目の合計点が最も高い提案書を一つ特定する。

ただし、最高得点を獲得した提案書が複数あった場合は、審査委員会の議決により提案書の特定する。

審査項目	採点割合	評価基準
①実施体制に対する評価（A項目）	300 / 1000	提案者審査基準
②提案内容に対する評価（B項目）	600 / 1000	
③価格評価（C項目）	100 / 1000	



### 3. 受託候補者の選定

審査の結果、特定した提案書の提出者を受託候補者として選定する。

受託候補者が失格となった場合及び受託候補者が契約に応じない場合には、次順位の提案書の提出者を受託候補者として選定する。

なお、審査は受託候補者の選定を行うものであり、契約に関する書類作成等は別途行う。

### 4. 選定結果の通知

- ・選定結果は、提案書の提出者全員に文書（様式第 14 号または様式第 15 号）で通知する。
- ・選定結果は、市ホームページに公表する。

### 5. 失効及び無効

- ・提出期限、提出先、提出方法が本市の指定と異なっている場合。
- ・提案の見積金額が本業務委託の予算額（予定）を超えている場合。
- ・提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ・審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合。

## 第5. その他留意点

- (1) 参加申込を行う前に、本募集要項を熟読すること。
- (2) 「第4. 審査及び選定等」において選定された法人等は受託候補者であり、実際の契約については契約管理課を通じて行う。なお、契約にあたっては、本市が定めた契約書を使用する。本市のホームページ (<https://www.nishi.or.jp>) の「事業者向け情報＞入札・契約＞入札・契約に関する規則・要綱・基準等＞契約書（契約約款）＞特約・契約書」で閲覧できるので、事前に記載内容を確認しておくこと。
- (3) 選定の理由、選定結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。
- (4) 市は、郵便及び電子メール等に関する事故については、一切責任を負わない。
- (5) 本業務の委託は、令和7年度当初予算案が議会で可決され、本業務の委託に係る予算が認められた場合にのみ行う。

以上

【問合せ先】

西宮市環境局環境総括室斎園管理課 小西 岡本  
〒662-8567

西宮市六湛寺町 10 番 3 号

TEL : 0798-35-3993

FAX : 0798-26-2127

E-mail : saien@nishi.or.jp